

【判断能力の不十分な高齢者・障害者の権利擁護に関する支援について】

1. 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方の権利を守るために、家庭裁判所が選任した後見人等が、本人を保護し、支援する制度です。成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つに分かれています。法定後見制度は、現在すでに判断能力が十分でない方が対象になり、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの区分に分かれます。任意後見制度は、判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ後見人になる人を定めて、どのような支援をしてもらうかを契約しておく制度です。

●法定後見制度について

後見人等は同意権・取消権、代理権などの権限の範囲に応じて、財産管理（本人の預貯金や不動産などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）、身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）の支援を行います。

同意権・取消権

⇒本人が法律行為を行うときに後見人等の同意が必要となります。後見人等の同意がない場合、後見人等が契約を取り消すことができます。例えば、悪質商法等被害にあい、本人に不利な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまった場合、契約を取り消し、本人を法的に保護します。

代理権

⇒後見人等が本人に代わって財産管理や身上保護に関する契約などの法律行為、それに関する手続きを行うことができます。

2. 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等（「福祉サービスの利用援助」、「日常的金銭管理サービス」、「書類等預かりサービス」）を行うものです。

●対象となる人

『判断能力が十分ではなく、契約能力のある方』

※本人に契約能力があっても、施設入所等の契約や高額財産の管理、頻繁な消費者被害の取り消しなど、日常生活の範囲を超える法律行為に援助が必要な場合は、成年後見制度の活用を検討します。

●サービス利用料～福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス（1回につき）～ 階層区分

A階層（生活保護受給者）	0円
B階層（所得税非課税者）	1,500円
C階層（前年所得税140,000円以下）	2,000円
D階層（前年所得税140,001円以上）	2,500円

●書類等預かりサービス（貸金庫利用料）（年額）3,000円（月額250円）

●＜問い合わせ先＞ 日常生活自立支援センター ☎06-4309-7572

3. 成年後見制度（法定後見制度）と日常生活自立支援事業の違い

成年後見制度（法定後見制度）		日常生活自立支援事業
・地域包括支援センター（高齢者） ・基幹、委託相談支援センター（障害者）	相談先	・日常生活自立支援センター
・判断能力が低下した方（不十分な方、著しく不十分な方、欠けている方）	対象者	・判断能力が不十分な方 （事業内容の理解ができ、契約能力がある方）
・本人、4親等内の親族、市長等が家庭裁判所へ申立て	利用手続き	・日常生活自立支援センターへの相談、申し込み
・不動産や預貯金等の財産管理 ・福祉サービスの利用手続き、契約、利用料の支払い ・訪問販売・振り込め詐欺被害等、本人に不利益な契約の取り消し 等	内容	・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等預かりサービス （契約書・実印等）
・成年後見人、保佐人、補助人	援助者	・日常生活自立支援センターの職員 （専門員・生活支援員）
・本人負担（家庭裁判所が決定）	利用料	・本人負担 （1,500～2,500円/1回） ・生活保護世帯は公費負担

4. 成年後見制度に関する相談窓口

◇成年後見制度の利用などの権利擁護相談窓口

高齢者に関する権利擁護相談	基幹型地域包括支援センター、地域包括支援センター
障害者に関する権利擁護相談	基幹相談支援センター、委託相談支援センター

◇市長申立（利用手続を行う親族がいない場合）の相談窓口について

高齢者及び知的障害のある方	各福祉事務所
精神障害のある方	各保健センター

◇高齢者や障害者の権利擁護相談、成年後見制度の利用手続き等の援助を行っている専門職団体

大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センターひまわり	TEL：06-6364-1251
（公社）成年後見センター リーガルサポート大阪支部	TEL：06-4790-5656
（公社）大阪社会福祉士会相談センター ぱあとなあ	TEL：06-4304-2727

◇国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」

【日本司法支援センター法テラス】 法的なトラブルの解決に必要な情報提供。また、経済的に余裕のない方への法律相談（一般法律相談援助）、資力にかかわらず法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない方への法律相談（特定援助対象者法律相談援助）、弁護士・司法書士の費用等の立替え（代理援助・書類作成援助）など

5. 成年後見制度利用促進を図るため、本人や後見人等、さまざまな機関へ向けての情報提供

【厚生労働省ポータルサイト】	https://guardianship.mhlw.go.jp/
----------------	---

6. 成年後見利用促進に関する中核機関（東大阪市と東大阪市社会福祉協議会の共同設置）

【東大阪市成年後見サポートセンター】 成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりや関係機関のネットワーク化、制度に関する情報発信、制度の周知、市内の成年後見制度に関する相談窓口のスキル向上を推進。	
TEL：06-4309-7589	http://www.heartnet-hoshakyo.org/independence.php